



この金印は、偶然にも江戸時代に福岡県の志賀島で一農夫により発見されたとのこと。

すぐに黒田藩へ差し出されたので、今では国宝となり福岡市立博物館で見ることができます。

印鑑は一辺2.3cmの四角形で重さ108.7gの純金製です。

「金印発掘に関する届け書」

那珂郡志賀島村百姓甚兵衛申上る口上之覚

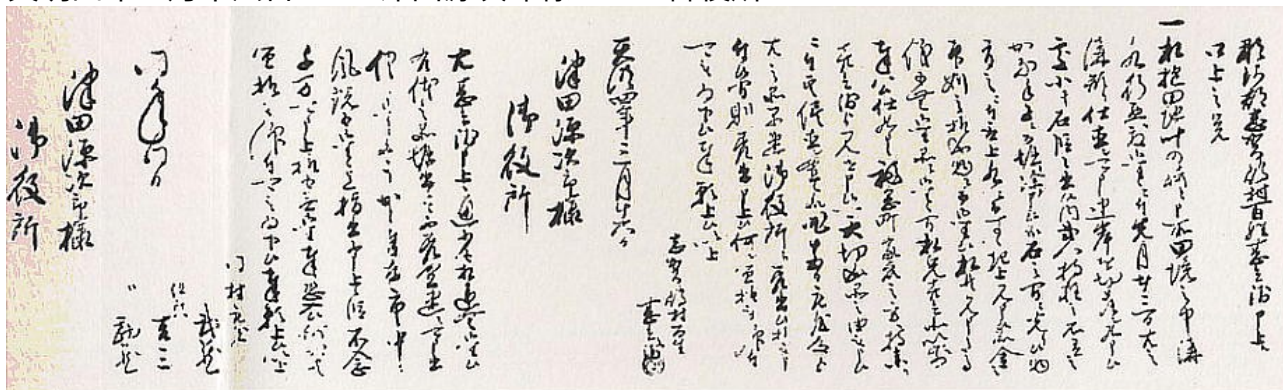
私抱田地（かかえでんち）叶の崎と申（もうす）所、田境之中溝水行悪敷（あしき）御座候二付、先月二十三日、右之溝形を仕直し可申込岸を切落し居申候処（そうろうところ）、小石段々出候内、二人持程の石有。之かな手子にて堀り除け申候処、石の間に光り候者有。之二付取上水にてすすぎ候上見申候処、金の印刻の様成物に而御座候。（以下略）

志賀島村百姓 甚兵衛

天明四年三月十六日

津田源次郎様

御役所



百姓、甚兵衛の口上書（複製）。

金印発見の経過について、発見者の志賀島村の百姓、甚兵衛が天明4年3月16日に那珂郡役所に提出した口上書。

3行目から文字通り読むと「私の抱える田地、叶の崎と申す所、田境の中、溝の水の行き悪しく……」と、この「てんまつがメンメン」と語られている。文末に庄屋・武蔵らの署名と印もある。

解説：抱田地かかえでんち（「かかえ」は所持する意）江戸時代、百姓が他村で所持する田地。また、貸し金などの担保として保管する田地。

金印について書かれた一番古い文献と思われるのは、甚兵衛さんの口上書で、津田源次郎という那珂郡の郡役所の長官宛てに出したものとされています。しかしこの原文が今は残っていません。今あるのは、大正時代に中島さんという黒田家の宝物管理人をしていた方の写したものです。

ところがその写しの写真を見ると不思議なところがあるのです。

甚兵衛さんが志賀島の叶崎（かなのさき）で溝を掘っていたら大きな石があってそれがかたてこで持ち上げたらぴかっと光ったものがあった。それが金印だったとして、兄の喜兵衛に相談したことなどの経緯を書いて、それを郡役所に届けました。と書いてあります。

その口上書の最後に志賀島の庄屋・組頭（2名）の名前が書いてあり、甚兵衛の言うことに間違いありませんと書いてあります。津田源次郎様御役所へと書いてあります。ところがこれには、不思議なところがあります。

第一の問題：それは甚兵衛のところにハンコがついてありますが、3人の庄屋・組頭のところにはハンコが無いのです。

写真の写り具合なのかなとも思ったのですが、これを確認した人がいまして、やはり本物も3人の庄屋・組頭のところにはハンコが無い。紙も大正時代の和紙で、甚兵衛のところだけハンコがあります。

中島さんの筆跡でちゃんと写してあります。もし印があれば「印」と書けばいいのですが、事実甚兵衛のところに大正の「印」ハンコが押してあります。庄屋・組頭3人のところにはハンコが無いのです。

第二の問題：百姓の甚兵衛ですら印を押しているのに、庄屋・組頭3人のところにはハンコが無いのは、どういう訳か。はっきり言えば文書（もんじょ）として成立していないと考えられます。保証人として庄屋・組頭3人がいるので、極論すれば甚兵衛のハンコが無くても成り立つ。わけです。

これは文書として未完成で、成り立たないものが、黒田家に伝えられている。言い換えれば黒田家は「それでもいい」構わないという形で保存して来ていたとも言えます。

これが重大な意味を持ててきますのが、福岡県教育委員会の塩谷勝利さんが、その生涯をかけて志賀島の叶崎、叶浜など「金印」の出土地を捜し求められましたが、結局どこにもありませんでした。

甚兵衛の口上書に言う「弍人持程之石」（二人でやっともち上げられるような石）や関連の弥生期の遺物さえ一切何もなかったのです。

報告書（志賀島・玄界島）には、甚兵衛の口上書と現在の発掘結果とは全く一致しないとされています。

更に言えば、金印発見の口上書に書いてあることと考古学結果と環境が一致しない。さらに口上書は、文書として未完成なものであった。これは、言い過ぎかも知れませんが、庄屋・組頭3人のところにはハンコが無いのは、3人の反抗・反乱だと言えるのではないのでしょうか。

庄屋・組頭たちは、私たちはここに印を押せませんでしたのではないか。

もともと「印」を押してなかったのではないか。

しかし黒田家は、「それでも構わない」としたのではないか。

という事になると「金印は、どこから来たのか」という疑問が出てまいります。

それとともに、糸島市三雲にある細石神社（細石（さざれいし）神社、糸島市三雲 432 御祭神：磐長姫、木花開耶姫 祭礼日：不明 境内社：三社 由緒：旧名を佐々禮石神社という）の宮司さん話では、父から聞いた話として「あの金印は、宝物としてこの細石神社にあったものだ。」という伝承があり、気にかかる話です。

さてこの金印を最初に世の中に報告したのは、亀井南冥という学者です。

甘棠館（かんとうかん）という学校をつくりまして、4日目に金印が出たという、偶然と言うか不思議なめぐり合わせで、現在云われている様な見事な報告書を藩に出して、名声を得ました。

亀井南冥の息子に、昭陽という学者がおりまして、後に、この人が金印についていろいろ書いています。その中に金印が出てきた時のことが書いてあって、博多の豪商才蔵が金印について（才蔵は昭陽の奥さんのおじいさんだった。つまり親戚）友達の津田源次郎と相談したがよくわからないので、金印の鑑定のため亀井南冥を呼びに来た。

南冥は鑑定して、15両出すから売ってくれと交渉した。
才蔵は断ったが、その後出直してきた南冥は100両出すから売ってくれと交渉した。
津田源次郎と才蔵は、それだけの値打ちがあるのかと驚いたといひます。

その後（結果として）黒田家に収まる事になったのは、親父のせいである。親父のちからで黒田家に入る事になった。ただ親父は、「息子であるお前にだけ話す、人には絶対に言うな」と厳命された。

文書（もんじょ）には、金印は「原文：買って以て郡長に致す。かいてもってぐんちょうにいたす」とあり、才蔵が買って津田源次郎のところへ持ってきたと書いてありました。この時源次郎は、鑄潰して馬具の飾りにしようかとも言ったといひます。

これによると、初めは亀井南冥（左の絵）は買い取ろうとしましたが、うまく行かずに、



いろいろ考えた末、結果的には、黒田家に収まる事となった。親父のせいである。人には絶対に言うなと厳命された。と云う事になります。

その後に、亀井南冥が考えたと思われるのは、関係者がみんな得する案、具体的には、五方得する案で、

①津田源次郎（当時の那珂郡役所奉行）には、彼の領地のどこから出たことにする。志賀島は彼の領地で、金印は彼のもとへ届け出ることにする。彼から黒田家へ提出する。つまりこれは名誉となります。

②亀井南冥は、黒田藩の二つの藩校の一つ「甘棠館かんとうかん」の主宰者でしたが、藩の命により、直ちに鑑定・報告書『金印弁』を発表し、名声を得ました。一方の（官学側の）藩校、「修猷館しゅうゆうかん」側の『金印議』では、この金印は「源平合戦、壇ノ浦の戦いで、安徳天皇入水の際、一緒に海中に落ちたものが志賀島へ流れ着いた」といった「荒唐無稽」の解説で評判をおとしたのです。

③甚兵衛にご褒美があった。 米：2包 金：5両。

④才蔵は、45両手に入れた。

（これは、南冥に断った15両より多いので、購入額より多いと思われる。）

（昭陽の友達の梶原景熙かじわらかげひろ「黒田家の殿様のお付き役・藩の学者『金印考文』」の記録によると。黒田家から、1回目：米：2包 2回目：金50両が出ています。）

これが、甚兵衛と才蔵に渡ったと考えられます。また別の「村の記録」では、甚兵衛に5両渡ったと書かれていたと言う。

⑤金印は、黒田家所蔵となった。その後、筑前藩主である黒田家に宝物として、代々伝えられ、1978（昭和53）年に福岡市に寄贈された。

上記の案を亀井南冥が考えたとするのは、口上書の宛先が、個人の津田源次郎になっている事からも言えます。しかも甚兵衛からと庄屋・組頭からと二重になっています。2回ダメ押しをしています。

宛先については、通常「御役所へ」もしくは「お上へ」が良いはずで、何がなんでも津田源次郎のところへ口上書が行くように書いてあります。行ってもらわないと困るというような書き方となっています。

このような事から、この口上書は、後で作られたものと考えられます。

結局このプランで差障りが出てうまく行かなかったのは庄屋・組頭が賛成しなかった。ハンコを押さなかったが、しかし初めからプランができていて、金印の行き着く先が決まっていた。だから未完成文書でも実行されたのではないかと考えられます。

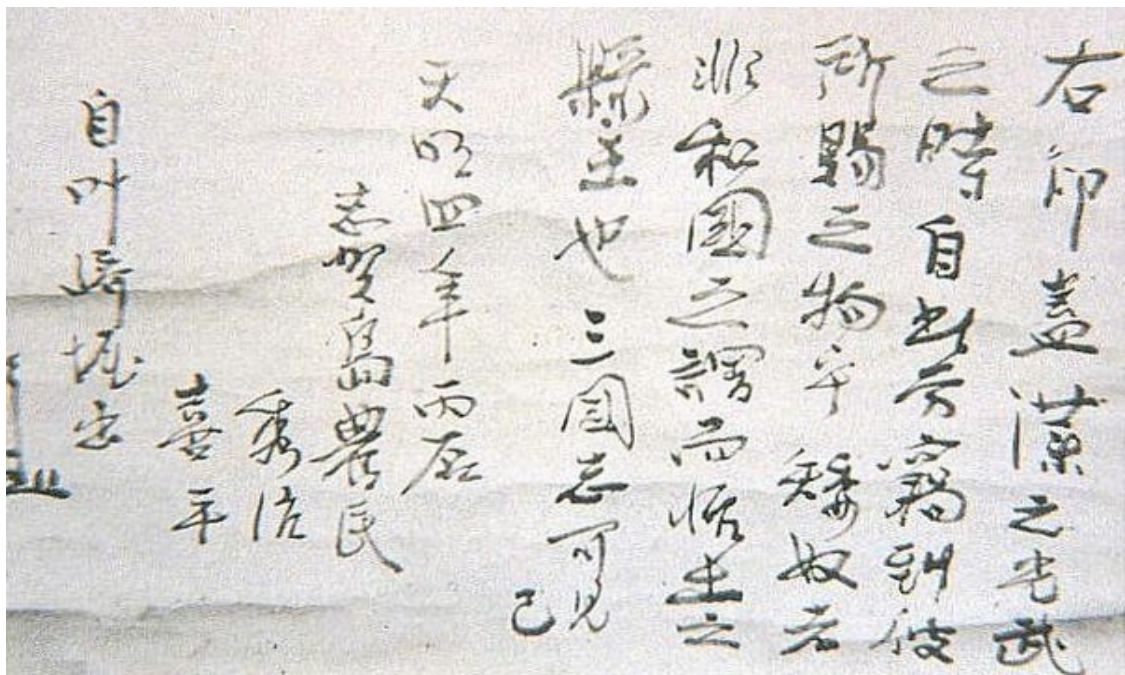
しかしそれから8年目に、亀井南冥は閉門蟄居になっています。
死ぬまで22年間続きました。もし長く生きていれば更に延びたはずです。

これは、推測ですが「一生、物言わさぬ」という事であり、上記の案を亀井南冥が考えたとする事が、藩校内部でわかってきたのではないかと、五方得する案と言っても「修猷館しゅうゆうかん」側は、損というか恥をかけた訳で、わかったが表に出せない、出すと黒田藩が恥をかく事になる。

だから閉門蟄居で、「一生、物言わさぬ」となったのではないのでしょうか。

更に、金印については、甚兵衛の口上書以外にもう一つ基本資料と云われているものがあります。

1830年代に著された仙崖和尚の掛軸『志賀島小幅』です。（下の掛軸）



解説：仙崖和尚（1750～1837）江戸後期の画僧。美濃の人。僧名は義梵。臨済宗月船禅慧に参じ、のち博多聖福寺123代の住持。独特の禅画を描く。・大辞林 第三版の解説

これを見ると、秀次、喜平（口上書では喜兵衛）とありまして、甚兵衛がありません。解釈（大谷光男氏）として甚兵衛が地主で秀次、喜平が作男だったのではないかとこのことで、実際は秀次、喜平が掘り出して、甚兵衛が代表者ではないかとの説があります。

しかしもしそうであれば、3人の名前を書けば良く、甚兵衛をカットする理由がありません。これは口上書と『志賀島小幅』とのバランスを取った説だと思われます。仙崖和尚が書く時に、何ら甚兵衛をカットする理由が無いわけです。

もう一つの問題は、後の調査によると、秀次、喜平は確認できますが、寺の過去帳（現在の住民台帳にあたる）など、どの書類にも甚兵衛は、名前が見当たらなかったということです。

また、代々志賀海神社の宮司をつとめた安曇家に伝世する『万暦家内年鑑』には「志賀島小路町秀治、大石の下より金印を掘出す」とある。（書物は現存しないという）

出典不明ですが、金印発見から暫らくして、甚兵衛火事とう大火があり、その火元であった甚兵衛は在所を追われたという。伝承があります。

解説：大谷 光男（おおたに みつお、1927年7月 - ）は日本の歴史学者、二松学舎大学名誉教授。金印の研究や暦の研究で業績をのこす。

金印発掘口上書の研究や江戸時代以来の金印研究史の整理、東アジア史的視点からの中国・朝鮮・日本の冊封体制の研究、冊封と深く関わる歴史を研究した。

出典：フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

そうすると、口上書と仙崖和尚の掛軸を結ぶ「キーワード」は、「きへい」で、「喜兵衛」と「喜平」に字は違っていますが、両方に出てきますし、同一人物と思われます。

江戸時代の人の名前は、読みは同じでも表記が異なる場合があります。

（漢字の表記が異なる名前、戸籍の名前の表記が異なっている、墓碑と古文書の名前の表記が異なる、異なる漢字に置き換える等があります）

このため、仙崖和尚の掛軸は、「喜平きへい」の情報を元に書かれていると言えるのではないのでしょうか。

読み下し（掛軸部分）

天明4年 丙辰 志賀島の農民 秀次 喜平 叶崎より掘い出す 仙崖（花押）

今までは（通説では）、天明4年(1784年)丙辰とありますが、天明4年は、甲辰であるので 干支を間違えているということになっていました。

仙崖和尚の晩年に書かれたものなので、間違えたのではないかと云われていました。

本当にそうでしょうか。

天明4年と書いてダブル様に又干支を書く必要はなく、逆に月日は必要となって来ます。

丙辰と書いてあるのは、年ではなくて「月日」ではないだろうかと考え調べると、実際に使用例があったといいます。

天明4年(1784年) 丙辰 という月日がありました。

直近の丙辰、それは3月1日となります。下記サイトの「和暦年別表」で確認。

参考：「1/30 3/1 5/2 7/3 9/4 11/5」

表中の日付は、

日： 和暦（旧暦）での日付

日.G： 西暦（グレゴリオ暦）での日付

日.J： 西暦（ユリウス暦）での日付をそれぞれ表す。

解説：グレゴリオ暦は、ローマ教皇グレゴリウス13世がユリウス暦の改良を命じ1582.10.15から使用されている。

和暦年別表 - Chronom

和暦年別表 × 和暦年別表 × +

← → ↺ 保護されていない通信 | koyomi.vis.ne.jp/9reki/oton.php

■ 和暦年別表・目次へ ■

前々年<< 前年< 西暦(593 - 2070) 1784 年 を表示 >次年 >>次々年

(AD 1784) 甲辰年 天明4年
閏年: 384日

一月(丙寅) 大					閏一月(丙寅) 小					二月(丁卯) 大					三月(戊辰) 小				
日	干支	曜	日G	日J	日	干支	曜	日G	日J	日	干支	曜	日G	日J	日	干支	曜	日G	日J
1	丁亥	木	1/22	1/11	1	丁巳	土	2/21	2/10	1	丙戌	日	3/21	3/10	1	丙辰	火	4/20	4/9
2	戊子	金	1/23	1/12	2	戊午	日	2/22	2/11	2	丁亥	月	3/22	3/11	2	丁巳	水	4/21	4/10
3	己丑	土	1/24	1/13	3	己未	月	2/23	2/12	3	戊子	火	3/23	3/12	3	戊午	木	4/22	4/11
4	庚寅	日	1/25	1/14	4	庚申	火	2/24	2/13	4	己丑	水	3/24	3/13	4	己未	金	4/23	4/12
5	辛卯	月	1/26	1/15	5	辛酉	水	2/25	2/14	5	庚寅	木	3/25	3/14	5	庚申	土	4/24	4/13
6	壬辰	火	1/27	1/16	6	壬戌	木	2/26	2/15	6	辛卯	金	3/26	3/15	6	辛酉	日	4/25	4/14
7	癸巳	水	1/28	1/17	7	癸亥	金	2/27	2/16	7	壬辰	土	3/27	3/16	7	壬戌	月	4/26	4/15
8	甲午	木	1/29	1/18	8	甲子	土	2/28	2/17	8	癸巳	日	3/28	3/17	8	癸亥	火	4/27	4/16

そうするとこれは天明4年3月1日と書いてあることになり、仙崖和尚が3月1日に書いたことになる訳です。

そうなりますと大変な事になりまして、口上書は、天明4年3月16日に書かれています。金印発見は、2月23日と書いてあります。仙崖和尚の掛軸は、その中間になります。そうすると口上書よりも2週間以上も早く書かれたことになり、第一資料となります。

こうした中で、2つの資料に共通する人物は「きへい」で、甚兵衛は兄の「きへい」に相談したと口上書に書いてあります。また仙崖和尚の掛軸にも「きへい」が書かれています。これは双方に関係しているとう云うか、下働きで動いているのは「きへい」ではないかと思われま。

このため最初は、仙崖和尚の掛軸のとおり「秀次」が掘り出した形にする事になっていたのでないでしょうか。掛軸は、約束・保証の意味で仙崖和尚に書いてもらったものではないかと考えられます。

ところがその後2週間の間に、現地の農民が発見して、津田源次郎へ報告したほうが良いとか、「秀次」では都合が悪くなったのか（協力を渋ったとか、文字が書けないなど）いろいろ変化してきた事が考えられます。

このため、亀井南冥が考えた案の形に収斂（しゅうれん）して来たのではないのでしょうか。最終的に（結果的に）現地の農民であり「きへい」の弟の甚兵衛となった。しかし庄屋・組頭たちは協力してくれなかったのは、前述のとおりです。

このように仙崖和尚の掛軸は、甚兵衛の口上書に先立つ時に書かれたと考えられます。

(了)

参考資料（出典: フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』） 部分

漢委奴国王印（かんのわのなのこくおういん、漢委奴國王印）は、日本で出土した純金製の王印（金印）である。読みは印文「漢委奴國王」の解釈に依るため、他の説もある（印文と解釈を参照）。1931年（昭和6年）12月14日に国宝保存法に基づく（旧）国宝、1954年（昭和29年）3月20日に文化財保護法に基づく国宝に指定されている。

来歴

1931年（昭和6年）に、同金印は当時の国宝保存法に基づく国宝（文化財保護法の「重要文化財」に相当）に指定され、世に知られるようになった。金印の出土地および発見の状態は詳細不明。福岡藩主黒田家に伝えられたものとして明治維新後に黒田家が東京へ移った際に東京国立博物館に寄託された。

1973年（昭和48年）に黒田家・東京国立博物館・文化庁の許可を得て、福岡市立歴史資料館が複製品を作成。材質純金24カラット。福岡市立歴史資料館・九州歴史資料館・文化庁・東京国立博物館も一顆を作成[2]。翌年の1974年（昭和49年）より福岡市立歴史資料館にて展示。

その後福岡市美術館の開設に際して1978年（昭和53年）に黒田茂子（黒田長礼元侯爵夫人）から福岡市に寄贈され（黒田資料の一つ）[4]、1979年（昭和54年）から福岡市美術館、1990年（平成2年）から福岡市博物館で保管・展示されている。

出土地

1914年（大正3年）、九州帝国大学の中山平次郎が現地踏査と福岡藩主黒田家の古記録及び各種の資料から、その出土地点を筑前国那珂郡志賀島村東南部（現福岡県福岡市東区志賀島）と推定した。その推定地点には1923年（大正12年）3月、武谷水城撰による「漢委奴國王金印発光之处」記念碑が建立された。その後、1958年（昭和33年）と1959年（昭和34年）の2回にわたり、森貞次郎、乙益重隆、渡辺正気らによって志賀島全土の学術調査が行われ、金印出土地点は、中山の推定地点よりも北方の、叶ノ浜が適しているとの見解が提出された。ただし、志賀島には金印以外の当時代を比定できる出土品が一切なく、志賀海神社に祀られる綿津見三神は漢ではなく新羅との交通要衝の神であり直接の繋路はまだ見出されていない。

1973年（昭和48年）及び1974年（昭和49年）にも福岡市教育委員会と九州大学による金印出土推定地の発掘調査が行われ、現在は出土地付近は「金印公園」として整備されている。

外形

1931年（昭和6年）に、金印が当時の国宝保存法に基づく国宝（文化財保護法の「重要文化財」に相当）に指定されたため、帝室博物館員入田整三が金印を測定し、「総高七分四厘、鈕高四分二厘、印台方七分六厘、重量二八・九八六六匁」の結果を得ている。

1953年（昭和28年）5月20日、戦後初めて金印の測定が岡部長章（最後の岸和田藩主岡部長職の八男）によって試みられた。「質量108.7グラム、体積6cc[※ 1]、比重約18.1」、貴金属合金の割合を銀三分、銅七分を常とする伝統的事実からして22.4K[※ 2]と算定した。

和暦・西暦・早見表

癸巳	みずのと み (キシ)	文禄2年 (1593)	承応2年 (1653)	正徳3年 (1713)	安永2年 (1773)	天保4年 (1833)
甲午	きのえ うま (コウゴ)	文禄3年 (1594)	承応3年 (1654)	正徳4年 (1714)	安永3年 (1774)	天保5年 (1834)
乙未	きのと ひつじ (イツビ)	文禄4年 (1595)	明暦元年 (1655)	正徳5年 (1715)	安永4年 (1775)	天保6年 (1835)
丙申	ひのえ さる (ヘイシン)	慶長元年 (1596)	明暦2年 (1656)	享保元年 (1716)	安永5年 (1776)	天保7年 (1836)
丁酉	ひのと とり (テイユウ)	慶長2年 (1597)	明暦3年 (1657)	享保2年 (1717)	安永6年 (1777)	天保8年 (1837)
戊戌	つちのえいぬ (ボジュツ)	慶長3年 (1598)	万治元年 (1658)	享保3年 (1718)	安永7年 (1778)	天保9年 (1838)
己亥	つちのとい (キガイ)	慶長4年 (1599)	万治2年 (1659)	享保4年 (1719)	安永8年 (1779)	天保10年 (1839)
庚子	かのえ ね (コウシ)	慶長5年 (1600)	万治3年 (1660)	享保5年 (1720)	安永9年 (1780)	天保11年 (1840)
辛丑	かのと うし (シンチュウ)	慶長6年 (1601)	寛文元年 (1661)	享保6年 (1721)	天明元年 (1781)	天保12年 (1841)
壬寅	みずのえとら (ジンイン)	慶長7年 (1602)	寛文2年 (1662)	享保7年 (1722)	天明2年 (1782)	天保13年 (1842)
癸卯	みずのとう (キボウ)	慶長8年 (1603)	寛文3年 (1663)	享保8年 (1723)	天明3年 (1783)	天保14年 (1843)
甲辰	きのえ たつ (コウシン)	慶長9年 (1604)	寛文4年 (1664)	享保9年 (1724)	天明4年 (1784)	弘化元年 (1844)
乙巳	きのと み (イッシ)	慶長10年 (1605)	寛文5年 (1665)	享保10年 (1725)	天明5年 (1785)	弘化2年 (1845)

hiroshi.ishiyama のページ「日本古代史の謎」もご覧ください。
<http://www.asahi-net.or.jp/~wy4h-isym/index.html>

